

(総則)

第1条 江差町が発注する業務委託に係る見積書の提出に当たっては、別に定めのあるもののほかこの心得を承知してください。

(見積合わせ)

第2条 見積合わせの参加者は、見積書を作成し、封書の上、自己の氏名を表記して提出してください。

(公正な見積りの確保)

第3条 見積書提出者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

2 見積書提出者は、見積書を提出するに当たっては、競争を制限する目的で他の見積提出者と見積価格又は見積書提出の意思についていかなる相談も行わず、独自に見積価格を定めなければなりません。

3 見積書提出者は、契約の相手方の決定前に、他の見積書提出者に対して見積価格を意図的に開示してはなりません。

(代理)

第4条 見積書提出者は、代理人をして見積書を提出させようとするときは、当該見積書の提出前に、その旨を証する書面（委任状）を支出負担行為者に提出しなければなりません。この場合において、見積書には、見積書提出者（委任者）と代理人の氏名（法人の場合は、その名称及び代表者氏名）を併記し、代理人が押印して見積書を提出するものとします。

2 見積書提出者又はその代理人は、当該見積書の提出に対する他の見積書提出者の代理をすることはできません。

3 見積書提出者は、競争入札の参加を排除されている者又は競争入札の参加資格を停止されている者を見積書提出者の代理人とすることはできません。

(見積書の書換え等の禁止)

第5条 見積書提出者又はその代理人は、その提出した見積書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできません。

(無効とする見積書の提出)

第6条 次の各号のいずれかに該当する見積書の提出は、無効とします。

- (1) 記載金額その他見積要件が確認できない見積書の提出
- (2) 記載金額（頭首金額）を加除訂正した見積書の提出
- (3) 記名押印がない見積書の提出
- (4) 見積書提出者又はその代理人が同一事項について二以上の見積書の提出をしたときの見積書の提出
- (5) 代理人が2人以上の者の代理をしてした見積書の提出
- (6) 見積書提出者が同一事項について他の見積書提出者の代理をしたときの双方の見積書の提出
- (7) 無権代理人がした入札
- (8) 見積書の提出に関し不正の行為があった者のした見積書の提出（当該行為が契約締結前に明らかとなったものに限る。）
- (9) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (10) その他見積書の提出に関する条件に違反した見積書の提出

(契約の相手方の決定)

第7条 有効な見積書の提出を行った者で、かつ、予定価格の範囲内で最低の価格で見積した者を、原則として、契約の相手方とします。

2 契約の相手方となるべき価格で見積書を提出した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより契約の相手方を決定します。なお、くじ引きを行う場合において、くじを引かない者があるときは、当該契約事務に関係のない職員にくじを引かせます。

3 契約の相手方の決定は、通知した場所において、見積書の提出後直ちに見積書提出者又はその代理人の面前で行います。

4 見積合わせの結果、相手方を決定するに至らない場合は、直ちに見積合わせの参加者で再度の見積合わせを行います。

(契約の締結)

第8条 契約の相手方として決定された者が当該契約を締結しようとするときは、支出負担行為者の作成した契約書案に記名押印の上、契約の相手方として決定された日から5日以内に支出負担行為者に提出しなければなりません。

(契約保証金等)

第9条 契約を締結しようとする者（契約保証金の納付を免除されている者を除く。）は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除します。

(1) 保険会社との間に町を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険証券を提出したとき。

(2) 保険会社、銀行、農林中央金庫その他町長が指定する金融機関との間に工事履行保証委託契約を締結し、町を債権者とする公共工事履行保証証券を提出したとき。

2 前項第1号の履行保証保険契約は、定額（定率）てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が工事の始期から引渡し完了予定日までの期間以上のものでなければなりません。

3 第1項第2号の公共工事履行保証証券は、工期の完成期限までに生じる債務不履行が保証されることを証するものでなければなりません。

4 契約保証金に代える担保として定額預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付けのある承諾書を提出してください。

5 契約保証金に代える担保として銀行、町長の指定する金融機関又は保証事業会社の保証を提供するときは、工期の完成期限までに生じる債務不履行が保証されることを証する書面を提出してください。

(見積合わせの取りやめ等)

第10条 支出負担行為者が見積合わせを公正に執行することができないなど特別の事情があると認めるときは、見積合わせを延期し、又は取りやめることがあります。

(見積書提出の辞退)

第11条 見積書提出者について通知を受けた者は、見積書提出の期限までの間、いつでも見積書の提出を辞退することができます。

2 見積書提出について通知を受けた者は、見積書の提出を辞退するときは、その旨を文書又は口頭により支出負担行為者に連絡してください。

3 前項により見積書の提出を辞退した者に対し、これを理由に以後の指名等において不利益な取扱いを行うことはありません。

(見積合わせの参加の辞退)

第11条 見積合わせ参加者として通知を受けた者は、見積合わせの執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。

2 見積合わせの参加者として通知を受けた者は、見積合わせの参加を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出てください。

(1) 見積合わせ執行前にあっては、その旨を文書又は口頭により支出負担行為者に連絡すること。

(2) 見積合わせ執行中にあっては、その旨を口頭により入札を執行する者に連絡すること。

3 前項により見積合わせの参加を辞退した者に対し、これを理由に以後の指名等において不利益な取扱いを行うことはありません。

(不正行為に伴う損害賠償等)

第12条 見積書の提出に関して談合等の不正行為があった場合は、契約で定めるところにより、賠償金を徴収し、又は契約を解除することがあります。